



復興庁

Reconstruction Agency

# 平成25年度 税制改正の大綱概要

平成25年1月  
復興庁

# 平成 25 年度税制改正の大綱に記載された 復興庁関係の要望事項

復 興 庁

- 消費税率引上げを踏まえた被災地における住宅取得対策
- 防災集団移転促進事業の移転先の用地が地方公共団体等に買い取られた場合における譲渡所得への 5,000 万円特別控除の適用
- 復興特区法第 42 条に基づく地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の対象事業の追加
- 「東日本大震災事業者再生支援機構」の買取債権に係る不動産に関する権利について登録免許税の免税を受ける場合の手続き簡素化
- 津波被災区域のうち市町村長が指定する区域における固定資産税等の課税免除等の適用期限の延長
- 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
- 避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大
- 「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用

平成 25 年度税制改正の大綱  
(復興関係のみ抜粋)

一 個人所得課税

3 住宅税制

- 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例について、適用期限（平成25年12月31日）を平成29年12月31日まで4年延長するとともに、再建住宅の取得等をして平成26年から平成29年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率、各年の控除限度額及び控除期間（10年間）の最大控除額を次のとおりとする。

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年 1月～3月	3,000万円	1.2%	36万円	360万円
平成26年4月～ 平成29年12月	5,000万円	1.2%	60万円	600万円

(注) 本特例については、再建住宅を居住の用に供した日に基づいて適用する。

(参考)

自由民主党・公明党が平成25年1月24日に決定した「平成25年度税制改正大綱」においては、「被災者については、住宅ローン減税の拡充措置に加えて適切な給付措置を講じることにより、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避ける必要がある。このため、住宅の再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置を講じるものとする。給付措置の具体的な内容については、一定の周知期間が必要であることを踏まえ、できるだけ早期に遅くとも今夏にはその姿を示すこととする」とされている。

4 復興支援のための税制上の措置

- 簡易証明制度の対象に、特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に買い取られる土地及び土地の上に存する資産であることにつき道県知事等の証明を平成28年3月31日までの間に受けたものを加え、当該証明を受けた土地及び土地の上に存する資産を地方公共団体等に譲渡した場合の譲渡所得について、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の対象とする（法人税についても同様とする。）。

(注) 上記の改正は、平成25年4月1日以後に行う土地及び土地の上に存する資産の譲渡について適用する。

- 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる復興指定会社が実施すべき事業の範囲に、次の事業を加える。

- ① 再生エネルギー源を活用したエネルギーの供給に関する事業

- ② 虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

## 二 資産課税

### 4 復興支援のための税制上の措置

- 東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための証明書の発行者を復興大臣（現行 主務大臣）とする措置を講ずる。
- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の適用期限を1年延長する。

## 三 法人課税

### 3 復興支援のための税制上の措置

- 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

- ① 立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度

福島復興再生特別措置法に規定する避難解除等区域復興再生事業実施計画（仮称）の認定を受けた認定事業者が、福島県知事の策定する立地促進計画（仮称）につき提出のあった日から同日又はその立地促進計画に定められた立地促進区域（仮称）に該当する避難解除区域等（仮称）に係る避難指示が解除された日のいずれか遅い日以後5年を経過する日までの間に、その立地促進区域内において避難解除等区域復興再生事業（仮称）の用に供する施設又は設備の新増設をする場合において、その新増設に係る機械装置、建物等及び構築物の取得等をしてその事業の用に供したときは、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等及び構築物については、それぞれその取得価額の25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができる。

（注1） 復興産業集積区域に係る法人税額の特別控除制度、避難解除区域等に係る法人税額の特別控除制度又は再投資等準備金制度との選択適用とする。

（注2） 避難解除区域等とは、避難解除区域並びに避難指示解除準備区域及び居住制限区域をいう。

- ② 立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度

福島県知事の策定する立地促進計画（仮称）につき提出のあった日から同日又

はその立地促進計画に定められた立地促進区域（仮称）に該当する避難解除区域等（仮称）に係る避難指示が解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの間に、福島復興再生特別措置法に規定する避難解除等区域復興再生事業実施計画（仮称）の認定を受けた認定事業者が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度のその期間内において、その立地促進区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とする。

（注1） 上記①の制度、復興産業集積区域に係る法人税額の特別控除制度、避難解除区域等に係る法人税額の特別控除制度、再投資等準備金制度、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制）又は上記1（2）の制度との選択適用とする。

（注2） 避難解除区域等の範囲は、上記①の制度と同様とする。

- ③ 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度及び避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度について、対象区域に避難指示解除準備区域及び居住制限区域を加える。

○ 被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例について、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている次の法人について再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合には、「資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除が適用できることとする制度」に改組する。

- ① 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定による支援決定の対象となった法人
- ② 産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人